

カンパ活動取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国私立保育連盟（以下「全私保連」という。）の予算対策運動に連動して、島根県私立保育連盟（以下「島根私保連」という。）が行うカンパ活動に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業等)

第2条 カンパ活動に関する事業は、次のとおりとする。

- (1) 全私保連が行う保育制度に関する請願署名運動
- (2) 全私保連が行う予算対策運動に関するカンパ運動
- (3) 島根私保連が行う島根県保育三団体に関する独自の運動
- (4) その他

(会計)

第3条 カンパ活動に関しては、カンパ会計により処理するものとする。

(管理運営)

第4条 カンパ活動に関する管理は、島根私保連予算対策部（以下「予対部」という。）が行うものとする。

(事業及び経費等の報告)

第5条 予対部長は、事業及び経費の運営状況について、会計年度終了後2ヵ月以内に島根私保連会長に報告するものとする。

(会計年度)

第6条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第7条 この規程の改廃、並びにこの規程に定めるもののほか必要な事項については、理事会で協議し決定する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、一部改正し令和 3年 4月 1日より施行する。

ただし名称変更は令和 4年 4月 1日より適用とする。